

○厚木市雨水浸透施設設置基準

平成 15 年 9 月 26 日

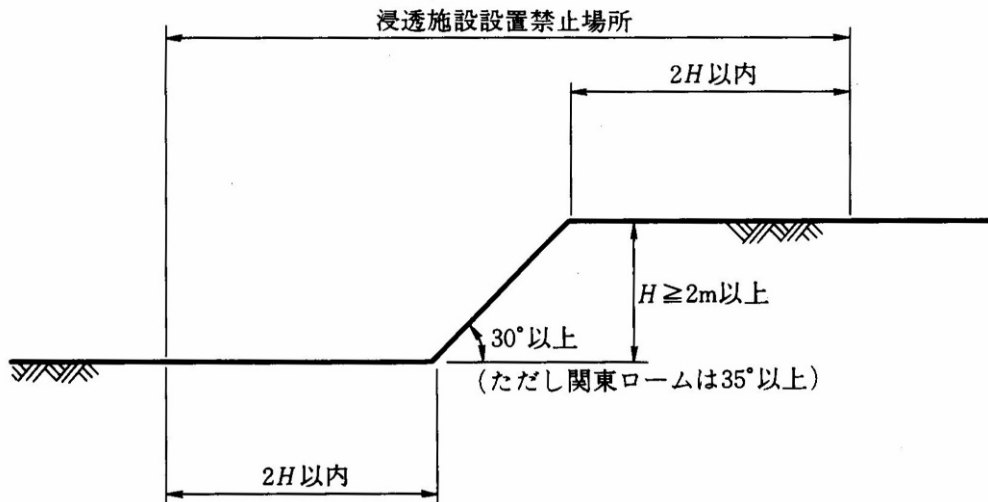
告示第 164 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、厚木市住みよいまちづくり条例（平成 15 年厚木市条例第 6 号）第 36 条第 2 号イ及び厚木市住みよいまちづくり条例施行規則（平成 15 年厚木市規則第 53 号）第 33 条第 2 号ウの規定に基づき、雨水浸透施設を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象地域等)

第 2 条 雨水浸透施設を設置する地域は、本市全域（雨水を浸透させることが適当でないがけ地（図－1）、急傾斜地崩壊危険区域及び大規模盛土造成地マップに示された区域を除く。）とする。



図－1 浸透が適当でないがけ地

2 前項の規定にかかわらず、地下水の汚染を招くおそれがある施設の設置を目的とする特定開発事業については、雨水浸透施設を設置することを要しない。

(雨水浸透施設)

第 3 条 雨水の地下への浸透は、拡水法(地表面又は地表近くの地層を通して、雨水を自然に地下へ浸透させる方法をいう。)を用いた次に掲げる雨水浸透施設により行うものとする。

- (1) 雨水浸透ます
- (2) 雨水浸透トレンチ
- (3) 透水性舗装
- (4) 雨水浸透側溝
- (5) 地表面の緑地化
- (6) 雨水貯留浸透槽その他これと同等の機能を有するもの

(雨水浸透施設の構造等)

第4条 雨水浸透施設の構造等は、次のとおりとする。

- (1) 雨水浸透ます 集水機能と透水機能を有するように、有孔又は多孔性の透水ます、その周辺を覆う碎石、透水シートから構成すること。
- (2) 雨水浸透トレンチ 浸透機能と通水機能を有するように、有孔又は多孔性の透水管、その周囲を覆う碎石、透水シートから構成し、透水管については、こう配をつけずに設置すること。この場合において、雨水浸透トレンチは、集水機能の確保及び維持管理等を考慮し、集水ます又は雨水浸透ますとの併用を原則とする。
- (3) 透水性舗装 表層(空隙率の大きい舗装材)、路盤(碎石等)、フィルター層(敷砂)等から構成すること。
- (4) 雨水浸透側溝 地表面設置の有孔 U 字溝、その周囲を覆う碎石、透水シートから構成し、こう配をつけずに設置すること。
- (5) 地表面の緑地化 地表面からの雨水の流出率を減少させ、浸透量の増大を図るように、芝等の適当な植物を植栽すること。
- (6) 雨水貯留浸透槽その他これと同等の機能を有するもの 必要な機能を有するものと市長が認めるものとし、その機能を明らかにすること。

(雨水浸透施設量の算出方法)

第5条 雨水浸透施設量の算出方法は、次式による。

$$Q_f = Q_t / K_t \times K_f$$

$$Q_g = Q_f \times C_1 \times C_2$$

Q_f : 浸透施設の基準浸透量 ($\text{m}^3/\text{hr} \cdot \text{個}$)

(浸透施設によっては 1m 、 1m^2 当りの m^3/hr になる)

Q_t : 現地浸透試験による終期浸透量 (m^3/hr)

関東ローム層: **0.235** 透水性舗装: **0.0118**

K_t : 試験施設の比浸透量 (m^2) **2.4**

K_f : 導入施設の比浸透量 (m^2) (図-1 から図-5 までによる)

Q_g : 単位設計浸透量 ($\text{m}^3/\text{hr} \cdot \text{個}$)

C_1 : 地下水位の影響による低減係数 **0.9**

C_2 : 目づまりの影響による低減係数 **0.9**

$$Q_v = Q_j + Q_m$$

Q_v : 設計空隙貯留量 ($\text{m}^3/\text{個}$)

Q_j : 本体貯留量 (m^3)

Q_m : 空隙貯留量 (m^3)

碎石の空隙率 雨水浸透ます **30%**

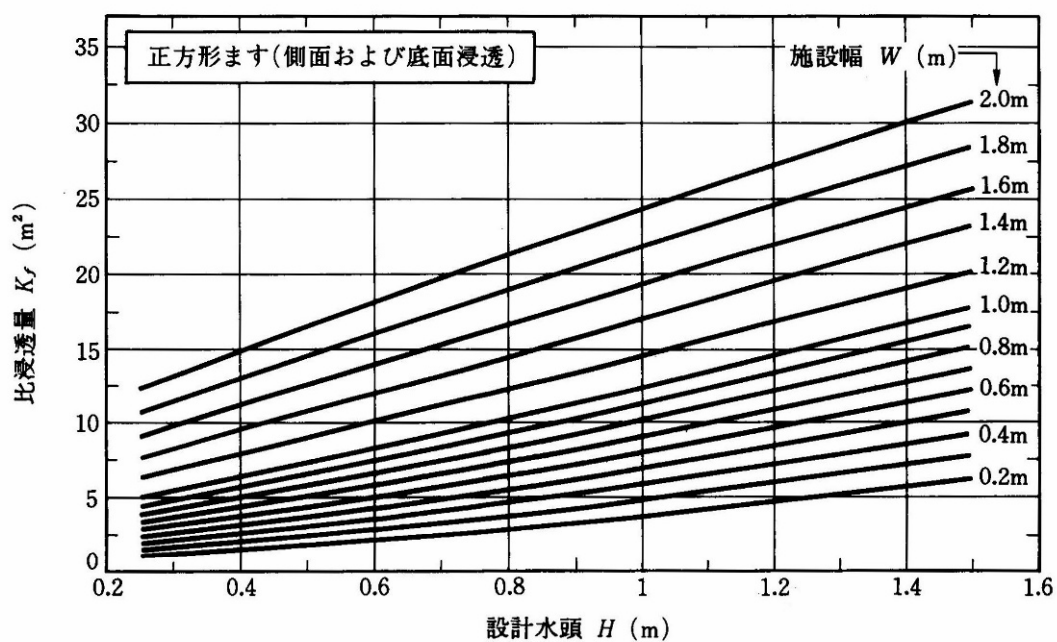
雨水浸透トレンチ **35%**

雨水浸透側溝 **35%**

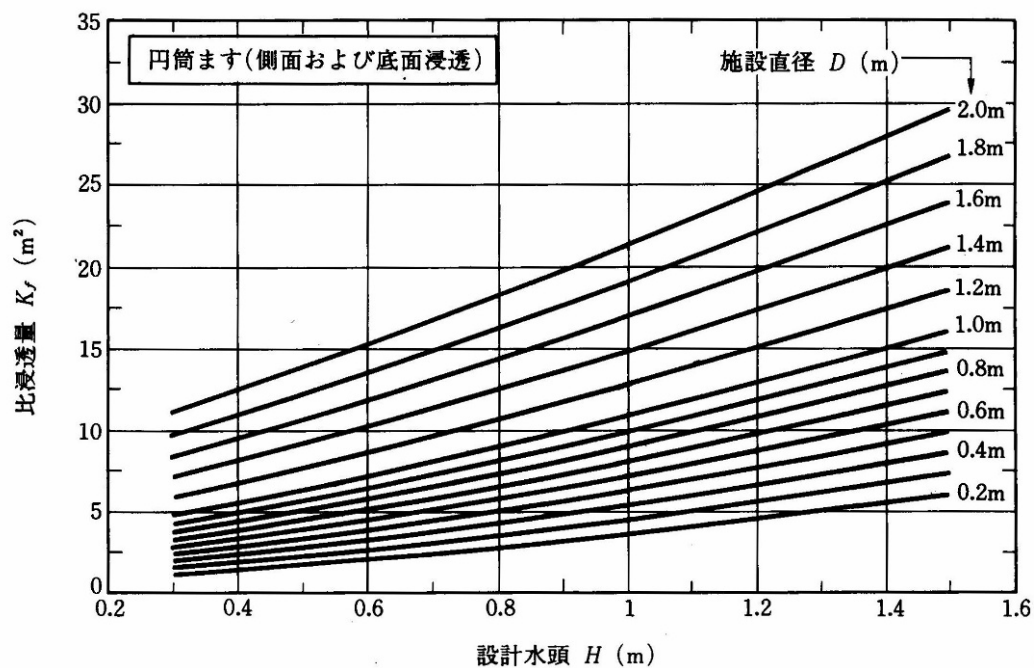
透水性舗装 **10%**

$$Q_{gv} = Q_g + Q_v$$

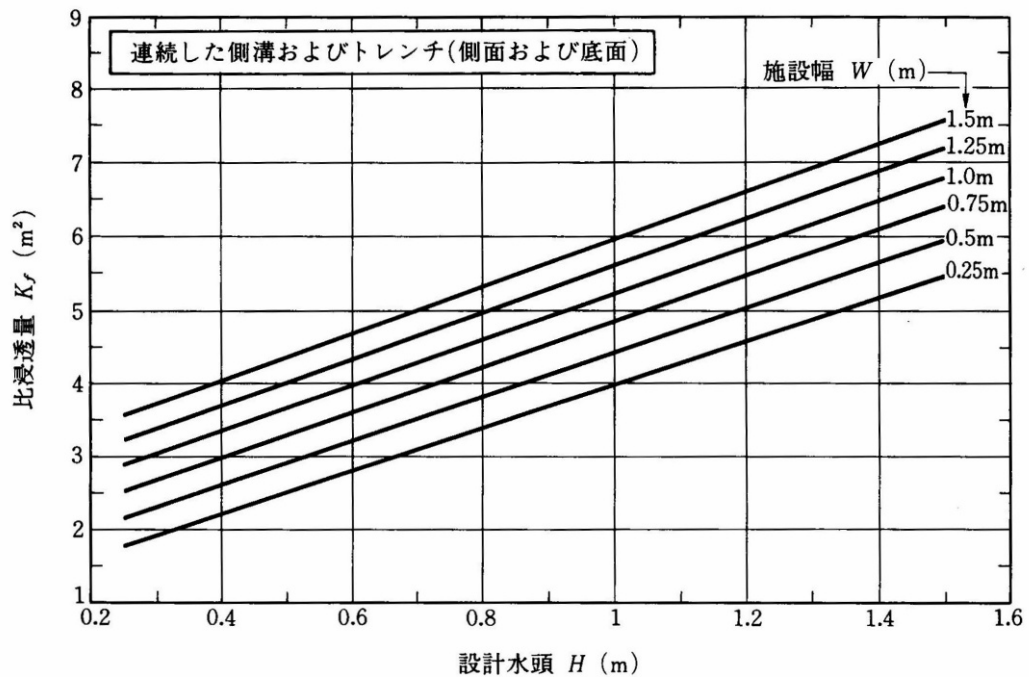
Q_{gv} : 雨水浸透施設量 ($\text{m}^3/\text{hr} \cdot \text{個}$)



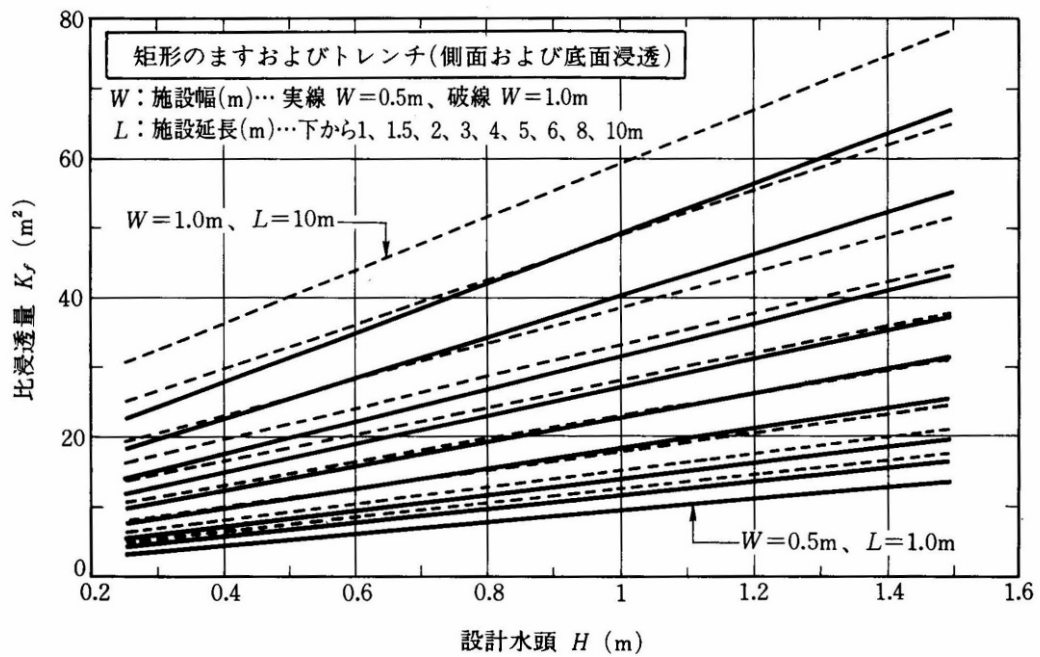
図－１ 設計水頭と比浸透量の関係（正方形ます）



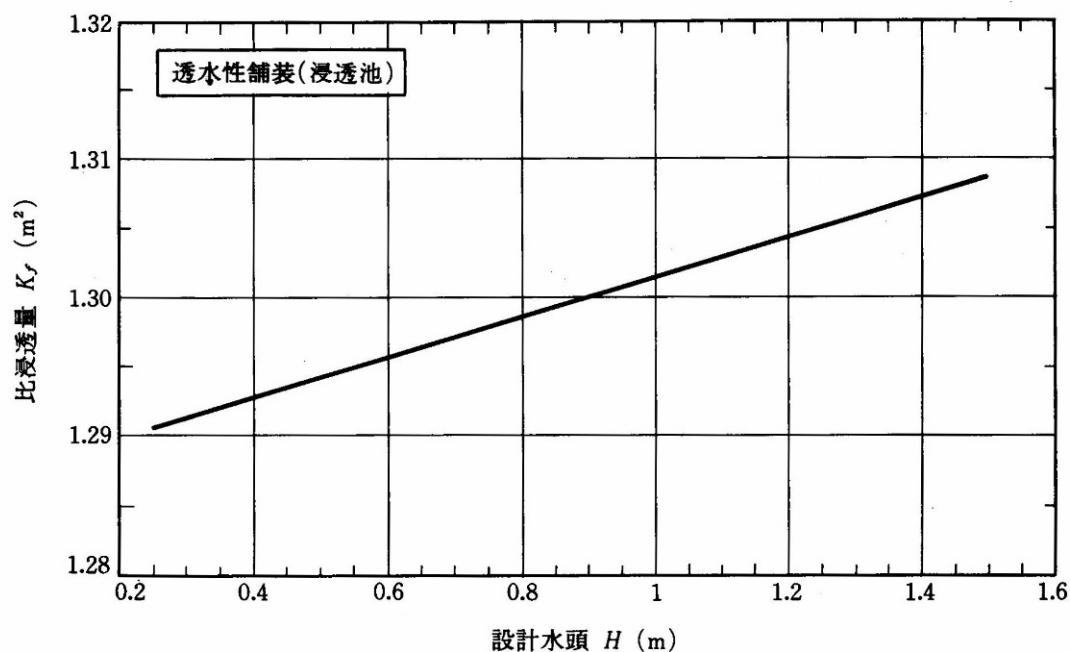
図－２ 設計水頭と比浸透量の関係（円筒ます）



図－3 設計水頭と比浸透量の関係（連続した側溝およびトレンチ）



図－4 設計水頭と比浸透量の関係（短形連続した側溝およびトレンチ）



図－５ 設計水頭と比浸透量の関係（透水性舗装）

（雨水流出量の算出方法）

第6条 雨水流出量の算出方法は、次に掲げる合理式による。

$$Q_r = 1/360 \times C \times I \times A \times 60 \times 60$$

Q_r ：雨水流出量 (m^3/hr)

C ：流出係数

表－1 を基に加重平均にて流出係数を算出する。

I ：降雨量 (mm/hr) $I = 4,700 / (t + 32)$

「下水道雨水流出量に関する研究」 報告書（昭和 42 年度土木学会）より本市の降雨強度を推定し、5 年確立降雨強度公式により算出するものとする。

なお、厚木排水区（第 21・合流区域）は $I = 3,800 / (t + 35)$ とする。

t ：降雨継続時間 (min) 60

A ：集水面積 (ha)

表－１ 工種別基礎流出係数

工 種 別	流出係数
屋 根	0.90
A s 舗 装	0.90
透 水 性 舗 装	0.80
砂利敷駐車場、グラウンド	0.35
芝、樹木の多い公園	0.15
勾 配 の 緩 い 山 地	0.30
勾 配 の 急 な 山 地	0.50
専用住宅の建物以外の間地	0.20

（雨水浸透施設の整備）

第 7 条 雨水浸透施設は、雨水浸透施設量が雨水流出量以上となるよう整備しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、宅地分譲等の 1 敷地面積500㎡以下の建築物の建築を目的とする特定開発事業で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第37条第 1 号の規定による承認を受けないものは、流出係数を0.2として算出した雨水流出量（以下「分譲等流出量」という。）を処理できる浸透施設を整備し、雨水流出量から分譲等流出量を除いたものを処理する浸透施設については、建築時に整備しなければならない。

（雨水浸透施設の施工手順及び施工上の留意）

第 8 条 雨水浸透施設の施工手順及び施工上の留意事項は、次のとおりとする。

(1) 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、雨水浸透側溝

ア 標準的な施工手順

- (ア) 掘削工
- (イ) 透水シート工(底面及び側面)
- (ウ) 碎石の充填(底面)
- (エ) 透水ます、透水管等の設置工
- (オ) 碎石の充填(側面及び上面)
- (カ) 透水シート工(上面)
- (キ) 埋め戻し工

イ 施工上の留意事項

- (ア) 設置位置は、浸透水による影響を避けるため、建物の基礎、隣地境界線及び污水管等から原則 30cm 以上の距離を置くこと。
- (イ) 浸透施設間隔については、近付けるけると浸透流の相互干渉により浸透量が低下するため、浸透施設間隔は原則 1.5m以上距離を置くこと。
- (ウ) 設置に当たっては、土圧のかかる場所は避けるものとし、やむを得ず設置する場合には、十分な強度を有する材質の透水ます、透水管等を選定すること。

(エ) 掘削、転圧等に当たっては、土のかく乱、過転圧等を避け、地山の浸透能力を損なわないこと。

(オ) 施工完了後は、当該施設の清掃を行うこと。

(2) 透水性舗装

ア 標準的な施工手順

(ア) 路床工

(イ) 敷砂工

(ウ) 路盤工

(エ) 表層工

イ 施工上の留意事項

(ア) 大型車の駐車場等加重のかかる場所の表層(舗装材)については、十分な強度を有する材料を選定すること。

(イ) 路床については、土のかく乱、過転圧等を避けるとともに、フィルター層(敷砂)に路床土が混入しないようにすること。

(ウ) 施工完了後は、透水性舗装表面の清掃を行うこと。

(雨水浸透施設等の維持管理)

第9条 雨水浸透施設等の浸透能力を維持するために、次のような管理を行うものとする。

(1) 雨水浸透ます等については、定期的に清掃を行うとともに、年に1回程度、ますの底に貯まった泥等の除去を行うこと。

(2) 透水性舗装については、高圧水、散水・ブラッシング等により、定期的に表層を洗浄することにより、表層の目づまりの防止を図ること。

(3) 緑地化した敷地については、定期的に施肥を行う等の管理に努めるとともに適宜、補植を行うこと。

附 則

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。